

ID: 299

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	利用カードの再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立図書館条例施行規則 第11条第3項		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第24号		
【根拠条文】 (館外利用の登録等) 第 11 条 資料を館外で利用しようとする者は、図書館利用カード（新規申込・変更・再交付）届出書（以下「利用カード届出書」という。）(別記様式第 3 号)を館長に提出し、その登録を受けなければならない。 2 館長は、前項の登録をしたときは、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を 1 人につき 1 枚交付するものとする。 3 利用カードを紛失し、若しくは汚損したとき、又は利用カードに記載した内容に変更が生じたときは、利用カード届出書を提出し、利用カードの再交付又は登録内容の変更を行うものとする。ただし、紛失又は汚損等による再交付にかかる費用は、利用者の負担とする。 4 利用カードが前条により登録を受けた者（以下「登録者」という。）以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者が負うものとする。 5 登録者は、第 10 条に該当しなくなった場合は、利用カードを返納しなければならない 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日